

水道事業の広域連携に関する検討状況について

地区名	三八地区
構成市町村名	八戸圏域水道企業団（構成団体：八戸市、三戸町、五戸町、階上町、南部町、六戸町、おいらせ町）、三戸町（簡易水道）、五戸町（簡易水道）、田子町、新郷村（簡易水道）

1. 地区会議等の開催状況	
年度	開催回数
平成28年度	地区会議 2回
平成29年度	地区会議 9回
平成30年度	地区会議 4回
令和1年度	地区会議 11回
令和2年度	地区会議 2回
令和3年度	地区会議 3回
令和4年度	地区会議 1回、任意協議会 1回、検討部会 2回、分科会 9回
令和5年度	任意協議会 2回、検討部会 1回
令和6年度	任意協議会 1回、検討部会 1回、分科会 2回
令和7年度	検討部会 2回、分科会 2回

※令和4年度に任意協議会を設置。（令和5年度以降は、地区会議と同様の枠組みで任意協議会及び検討部会を設置）

2. 検討結果	
取組項目	具体的内容
(1) 統合関連	①事業統合 ・希望する事業者の意向調査、確認中です。
	②経営の一体化 ・希望する事業者の意向調査、確認中です。
(2) 施設の共同化	・将来的に、人口減少に伴う「施設能力」や「水源の余剰」を共同で有効活用するものや、共同で配水池等を建設するものです。これまで、施設の現状、既存水源悪化による水源の共同利用、施設の統廃合、管路整備等を協議してきました。施設整備計画等を今後も継続して協議します。
(3) 施設管理の共同化	・施設保守点検の「レベルアップ」や「設備の機能維持」、「コスト削減」を目的として共同で管理するものです。これまで、施設の現状、点検施設、点検方法、共同発注の可能性等を協議してきました。今後も継続して協議します。
(4) システムの共同化	・事務処理内容やシステムレベルの平準化・標準化を図り、「共同で管理・運営」するものです。これまで、現状の情報管理方法、共同化可能なシステム、運営方法、費用負担等を協議してきました。今後も継続して協議します。

取組項目	具体的内容
(5) 給水装置関連	①施工基準の統一化 ・事務内容や業務レベルの「平準化」、「標準化」を図るもので、各事業体において定められている給水装置施工基準を「統一化」するもので、今後も継続して協議します。
	②申請様式の統一化 ・各事業体において定められている申請図書等を「統一化」するもので、今後も継続して協議します。
	③審査、検査技術の維持方法 ・実務経験不足による職員のレベルアップを図るため、技術力向上の方法を今後も継続して協議します。
(6) 検針業務委託の共同発注	・検針業務の「人員確保」や「業務の効率化・標準化」を図るものです。共同発注の可能性調査として検針件数、回数など現状の業務内容や、既存システム、業務委託仕様書等を協議してきました。今後も継続して協議します。
(7) 設計業務支援	・施設更新、管路更新等業務の支援を行い「人員不足の解消」や「業務の推進」、「業務の標準化」を図るものです。設計、監督、検査等支援可能な方法を協議してきました。今後も継続して協議します。
(8) 災害訓練の共同開催	・構成事業体の持ち回りで共同開催し、応援・受援体制の確立を図り、発災時対応の平準化と円滑化を向上するものです。三八地区では、第1回災害訓練を平成30年10月18日に実施し、情報伝達、応急給水等を確認しました。今後も継続して開催します。
(9) 水質データ管理の共同化	・各事業体で民間業者に委託している水質検査結果を企業団が提供を受け、原水や浄水の水質異常の早期発見や異常事態発生時の原因究明及び対策について、協力、助言を行い、水質管理の向上を図るものです。三八地区では、平成27年3月に協定を締結し実施しています。
(10) 任意協議会の設置	・各水道事業体の現状と課題、今後の見通しについて認識を共有するとともに、市町村の区域を超えた水道事業の広域連携の推進など水道事業の基盤強化を図るための必要な協議をします。